

定額電灯・公衆街路灯Aに係る 新たな料金区分設定に関する認可について

平成23年10月3日
北陸電力株式会社

当社は、定額電灯・公衆街路灯Aの電灯料金の区分を見直し、これまでより低料金の「10ワットまでの1灯につき」の料金区分（以下「新料金区分」という。）を新たに設定することとし、供給約款等以外の供給条件（定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置）として経済産業大臣に認可申請を行ってまいりました（平成23年9月12日お知らせ済み）が、本日、申請どおりの内容で認可をいただきました。

（以下、平成23年9月12日お知らせ済みの内容）

1 新料金区分の適用対象となるお客さま

定額電灯または公衆街路灯Aで、LED街路灯などの照明機器（LED以外の照明機器を含みます。）の入力容量が10ワットまでの機器をご使用になるお客さまを対象といたします。

2 新料金区分の設定

「20ワットまでの1灯につき」の料金区分を細分化し、「10ワットまでの1灯につき」の料金区分を新たに設定いたします。

なお、「需要家料金」、入力容量が20ワットをこえる「照明機器の電灯料金」および「小型機器料金」の料金区分ならびにこれらの料金単価に変更はございません。

(設定前)			(設定後)		
	定額電灯	公衆街路灯A		定額電灯	公衆街路灯A
20ワットまでの1灯につき	80円58銭	72円18銭	→	10ワットまでの1灯につき	49円74銭
				10ワットをこえ 20ワットまでの1灯につき	80円58銭

（注）表記の単価は、消費税等相当額を含んでいます。

3 新料金区分の適用開始日

平成23年12月1日

4 その他

新料金区分の適用対象となるお客さま（10ワットまでの照明機器のご登録があるお客さま）については、認可日以降、ご案内文書とお申込書を送付いたしますので、お申込手続きをお願いいたします。

新料金区分は、お客さまからのお申込みに基づき適用させていただきます。

以 上

添付資料：「新料金区分設定後の料金について」

- *1 定額電灯 : 電灯または小型機器を使用し、その総容量が400ボルトアンペア以下であるお客さまを対象としております。
具体的には、広告用に使用される照明やアパートなど集合住宅の階段・通路灯の照明などでご使用されております。
- *2 公衆街路灯A : 公衆のために設置された電灯または小型機器を使用し、その総容量が1キロボルトアンペア未満であるお客さまを対象としております。
具体的には、公衆のために一般道路、橋などに照明用として設置された電灯や交通信号灯などでご使用されております。

新料金区分設定後の料金について

定額電灯または公衆街路灯 A をご契約のお客さまにお支払いいただく料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および太陽光発電促進付加金の合計となります（電灯料金および小型機器料金は、燃料費調整額を反映して算定いたします）。

【10W照明を保有の場合にお支払いいただく 1月あたり料金】

～ 1灯保有および2灯保有の場合～

< 定額電灯の場合 >

		新区分設定前 (20W 区分料金)	新区分設定後 (10W 区分料金)	差引 (-)
10Wの照明を 1 灯 保 有	需要家料金	56 円 70 銭	56 円 70 銭	0 円 00 銭
	電灯料金	80 円 58 銭	49 円 74 銭	30 円 84 銭
	料金計	137 円	106 円	31 円
10Wの照明を 2 灯 保 有	需要家料金	56 円 70 銭	56 円 70 銭	0 円 00 銭
	電灯料金	161 円 16 銭	99 円 48 銭	61 円 68 銭
	料金計	217 円	156 円	61 円

< 公衆街路灯 A の場合 >

		新区分設定前 (20W 区分料金)	新区分設定後 (10W 区分料金)	差引 (-)
10Wの照明を 1 灯 保 有	需要家料金	51 円 45 銭	51 円 45 銭	0 円 00 銭
	電灯料金	72 円 18 銭	44 円 49 銭	27 円 69 銭
	料金計	123 円	95 円	28 円
10Wの照明を 2 灯 保 有	需要家料金	51 円 45 銭	51 円 45 銭	0 円 00 銭
	電灯料金	144 円 36 銭	88 円 98 銭	55 円 38 銭
	料金計	195 円	140 円	55 円

需要家料金と電灯料金を合算後、円未満を切捨てし、料金計を算定しております。

電灯料金は1灯ごとに算定するため、保有数に応じて電灯料金が変わります。

上記の料金には、消費税等相当額を含み、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金を含んでおりません。

以 上